

今回の申請書内容に下記の変更等が発生した場合は届けをご提出ください。

	変 更 内 容	提 出 書 類		届出後に 検査を実施	書類の提出方法		
		様式	添 付 書 類		窓口	郵送 (注2)	電子 (注3)
営 業 所 関 係	1 所在地	変更届	案内図	有	○		
	2 機械器具保管庫の所在地 (注1)	変更届	案内図	有	○		
	3 機械器具保管庫の構造設備 (注1)	変更届	建物内の平面図及び機械器具の配置図	有	○		
	4 検査室の所在地(含む移転) ※建築物飲料水 水質検査業のみ	変更届	案内図	有	○		
	5 検査室の構造設備 ※建築物飲料水 水質検査業のみ	変更届	建物内の平面図及び機械器具の配置図	有	○		
	6 営業所の名称	変更届			○	○	○
	7 営業所責任者	変更届			○	○	○
	8 電話番号	変更届			○	○	○
申 請 者 関 係	1 法人の名称	変更届	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	○	
	2 代表者	変更届	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	○	
	3 所在地	変更届	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)		○	○	
	4 電話番号	変更届			○	○	○
監 督 者 等 関 係	監督者等の選任/交代等						
	清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
	空気環境測定実施者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
	空気調和用ダクト清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
	水質検査実施者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却) 実務従事証明書		○		
	貯水槽清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
	排水管清掃作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
	ねずみ昆虫等防除作業監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
	統括管理者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
	空調給排水管理監督者	変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○		
機 械 器 具 関 係	再講習の修了証書を取得した場合 * 今回の登録有効期間中に再講習を 受講し「修了証書」を取得した時		変更届	資格を証する書類(原本確認後返却)		○	
	機械器具を変更した場合		変更届	機械器具の名称・形式・台数を明記のこと 但し、浮遊粉じん量測定器を変更した場合は、 粉じん計校正票の写しを添付	登録基準に示す 機械器具の場合 有 電話等で連絡します	○	○
	標準作業「厚生労働省告示第117号」に示す項目に、申請 マニュアル時と状況が変わるなどした場合(その都度届出)		変更届	標準作業マニュアル		○	○
廃 止 関 係	事業登録を廃止する場合		廃止届	登録証明書(原本)		○	○ (注4)

*お問い合わせ先
書類提出先

東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課 建築物衛生担当 直通 03(5937)1058
〒169-0073 新宿区百人町3-24-1 (健康安全研究センター 本館2階)

(注1)機械器具保管庫とは、次の3業種の場合をいう。
・建築物飲料水貯水槽清掃業
・建築物排水管清掃業
・建築物ねずみ昆虫等防除業

(注2)変更届や廃止届の提出にあたり、その届出書の写しに「受付印」の押印を必要とする場合は、その旨を書いたメモ、及び必要な届出書のコピーと返信用切手を貼った封筒の同封があれば返信します。
なお、同届出書に添付された書類については返送しませんのでご了承願います。

(注3)一部の変更届・廃止届について、インターネットを介して届出をすることができます。詳細についてはURLもしくは二次元コードをご参照ください。https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/henkou_haishi/

(注4)後日登録証明書の原本を建築物衛生担当まで郵送できる場合に限りです。

